

「（仮称）苓北風力発電事業環境影響評価準備書」についての熊本県知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価書の作成に当たっては、次の事項について十分勘案すること。

【全体事項】

- (1) 沈砂池の設計等にあたっては、過去の雨量の観測記録を十分考慮したうえで検討すること。
- (2) 事業の実施にあたっては、引き続き、地域住民や関係者に対して、適宜、説明を行うよう努めること。

【大気環境】

〈騒音及び超低周波音〉

- (1) 騒音についての事後調査にあたって、超低周波音の測定が可能な場合は測定するとともに、測定結果を参考情報として報告書に記載することを検討すること。

【水環境】

〈水質〉

- (1) 沈砂池排水を近接する林地土壤に排水するにあたり、周辺森林土壤の浸食や洗堀が生じないように設備の構造に十分な配慮を行うこと。

【動物・植物・生態系】

〈動物（鳥類）〉

- (1) 風力発電機 8 号機、9 号機の設置予定場所周辺では、ブレード回転域を含む高度とは異なるものの、サシバの飛翔が多く確認されているため、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置のほか、最新の知見等を収集し、バードストライク防止対策を検討すること。
- (2) 事後調査において、バードストライクの発生が確認される等、重要な鳥類等に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等の助言を踏まえて、追加の環境保全措置の実施について検討すること。

〈動物（昆虫類）〉

- (1) 改変区域内でヒメボタルが確認されていることから、生息に適した暗い環境を維持できるよう、この区域における伐採面積の最小化について検討すること。

〈植物〉

- (1) 植物の移植について、移植時期や場所等を具体的に検討すること。
また、事後調査において、移植した植物の定着を十分に確認できなかった場合は、継続した調査を検討すること。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

〈景観〉

- (1) 風力発電機が視認しやすい状態での予測ができるよう、風力発電機の色を赤色にしたもの等のフォトモンタージュを作成し、その結果を評価書に記載すること。

「（仮称）苓北風力発電事業環境影響評価準備書」についての留意事項等

環境影響評価の実施及び環境影響評価書の作成に当たっては、以下の事項に留意されたい。

(1) 留意事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
p32	建設工事に用いる重機に関する記載	表2.2-6において、建設工事に使用する主な重機の種類としてバックホウ、ブルドーザーが挙げられているが、これらの作業が騒音規制法又は熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく「特定建設作業」に該当する場合は、関係市町村に届出を提出する必要があるため、以降の説明において、このことを踏まえた記載内容とすること。
p160等	騒音・振動に関する地域指定に関する記載	騒音や振動に関する地域指定において、苓北町域については田園住居地域の追加を反映させること。また、天草市については天草市に確認のうえ、必要に応じて記載を修正すること。
p206	災害の発生に留意した事業計画の検討	対象事業実施区域及びその周辺は、山地災害危険地区に指定されており、事業実施による災害発生のおそれがあることから、事業計画の検討においては留意すること。
p206等	砂防指定地等の指定状況の確認等	「砂防指定地」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「地すべり防止区域」については、指定の追加等があるため、最新の資料で指定状況を確認すること。
p210	災害の発生に留意した工事計画の作成	対象事業実施区域内には、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域があるため、災害の発生に十分注意した工事等を計画すること。
p567等	濁水対策	風力発電機8号機、9号機の設置予定場所周辺は、尾根筋に近いところを改変する計画であるため、工事の際は天草市側への濁水流出についても留意すること。
p608	コウモリ類の調査結果の記載	バットディテクターの解析画像を評価書に掲載すること。

該当頁	該 当 事 項	内 容
p845	ニホンヒキガエルの生息環境保全	ニホンヒキガエルの生息環境を保全するため、 改変区域の最小化について検討すること。
p1003	風力発電機の色を検討	風力発電機の環境融和色については、山・空・ 海など多様な周辺の景観に調和する色彩を検討す ること。
p1052	工事の実施における留意点	工事の実施にあたっては、使用する重機その他 建設用機材からの油流出やコンクリート打設の際 の排水や余剰水が想定されることから、環境保全 措置において、これらの対応に関する記載を追記 すること。
p1057	景観に関する検討	渡り鳥等に対する風力発電機への衝突回避対策 としてのブレード塗色等の視認性向上対策を講ず る場合は、景観への配慮の観点から、最新の知見 や専門家等の助言を踏まえて慎重に検討するこ と。
資料編 資-97	鳥類の夜間のレーダー 調査の結果の記載	レーダー調査の結果について、渡りのツル類の 可能性があるデータを抽出して評価書に示すこ と。

(2) 修正事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
p64	地下水の水質調査結果	チウラムの結果は「<0.0006」に、シマジンの 値は「<0.0003」にそれぞれ修正すること。 また、チオベンカルブの環境基準値は 「0.02mg/L」に修正すること。
p65	地下水の水質調査結果	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の調査結果にお いて、年間平均値の3桁目は切り捨てし、有効 数字2桁で記載すること。また、井戸深度7mの 井戸の測定結果の年間平均値を9.1mg/Lに修正 すること。
p120	巨樹・巨木林に関する 記載	「下田北長浜のアコウ」、「下田北内山のハ ゼ」、「福連木石木のシイノキ」の所在を天草 市に修正すること。

該当頁	該 当 事 項	内 容
p174	騒音の指定地域に関する記載	苓北町の騒音規制法に基づく区域について、平成31年3月29日熊本県告示第341号、342号を確認のうえ、修正すること。
p178等	水質の基準値等の記載 ・表3.2-35(1) ・表3.2-36(1) ・表3.2-39(1)～(3)	許容限度の数字と単位の間空白がある項目があるため修正すること。
p186	熊本県地下水保全条例の対象化学物質に関する記載	化学物質の欄に記載がある「水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物」の「、」は削除すること。
p385	大気測定局（苓北都呂々局）の二酸化窒素調査結果	窒素酸化物(NO+NO2)の1時間値の最高値について、春季0.035ppm、夏季0.017ppm、秋季0.032ppm、冬季0.033ppm、全期間0.035ppmに修正すること。
p385	大気測定局（苓北都呂々局）の二酸化窒素調査結果	窒素酸化物(NO+NO2)の日平均値の最高値について、春季0.005ppm、夏季0.003ppm、冬季0.005ppm、全期間0.005ppmに修正すること。
p385	大気測定局（苓北都呂々局）の二酸化窒素調査結果	窒素酸化物(NO+NO2)の二酸化窒素の割合について、再確認のうえ、修正すること。
p391	二酸化窒素濃度の予測式	「年平均時間別排出量」について、「時間別平均排出量」に修正すること。
p430	騒音の調査結果	残留騒音の調査結果について、秋季の夜間の最大値を49デシベルに修正すること。
p453	騒音の予測結果	騒音レベル(LAeq)の結果について、「37～54デシベル」に修正すること。
p552 p555	道路交通振動に関する時間の区分の記載	本県における道路交通振動の要請限度での時間区分は 昼間：午前8時から午後7時まで 夜間：午後7時から翌日の午前8時まで であるため、修正すること。
p584	最寄りの施設の距離に関する記載	「最寄りの配慮が特に必要な施設は約1.5kmの位置にある。」との記載がある箇所は「約1.7km」に修正すること。
p1031 p1124	天草市景観計画に関する記載	天草市景観計画は平成21年4月の制定であるため、記載を修正すること。また、令和2年4月に実施しているのは、改正条例の施行ではな

該当頁	該 当 事 項	内 容
		く、計画の改訂であるため、記載を修正すること。

(3) 指導・要望事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
p35	盛土についての留意点	現地で盛土する場合は、将来、土砂崩壊が発生しないよう注意して行うこと。また、残土が発生する場合は、事前に土砂処分場所を確保しておくこと。
p124等	景観配慮	事業予定地の周辺には風力発電機からの距離が近い住居があるため、住民からの要望等があった場合は、必要に応じて、事業による景観の変化に関する説明を検討すること。
p204	文化財等に関する留意点	事業実施想定区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地がないため、文化財保護法第93条第1項に基づく届出は不要である。 なお、出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、遅滞なく、関係市町に連絡すること。
p204	天然記念物に関する対応	地域を定めず指定されている天然記念物としてカモシカ、ヤマネ及びオオサンショウウオがあり、熊本県内一帯で指定されている天然記念物としてベッコウサンショウウオがあることから、事業実施等の際に、これらを発見した場合は、適切に保護するとともに、関係市町の教育委員会に連絡すること。
p206	森林法に基づく保安林の指定	保安林における改変行為にあたっては、県知事の許可が必要となるため、天草広域本部林務課と協議すること。
p206等	砂防指定地等に関する手続き	「砂防指定地」、「急傾斜地崩壊危険区域」及び「地すべり防止区域」内で、土地の掘削等の制限行為を行う場合には、法令に基づき、事前に許可が必要となるため、所管の天草広域本部天草地域振興局土木部に申請すること。

該当頁	該 当 事 項	内 容
p212	林地開発許可に関する協議	当該事業計画では林地開発許可が必要となるため、天草広域本部林務課と協議すること。
p1048	伐採木の処理・リサイクル	事業に伴い発生する伐採木については、適切にリサイクル・処分を行うこと。
—	景観に関する情報提供及び報告	事業実施にあたって、景観配慮に関する事項については、天草市都市計画課に情報提供すること。また、景観に関する重要事項については天草市景観審議会に報告すること。
—	風力発電機の耐用年数経過後の対応等	耐用年数経過後における風力発電機の撤去や建て替え等の判断にあたっては、あらかじめ事業継続の可否を判断するための基準を明確化しておくとともに、事業を継続する場合には、必要に応じて周辺住民への説明を行うこと。
—	事業実施時の留意点	工事開始後又は施設稼働後等において、現時点で予測し得なかった環境への影響が生じた場合には、適切な環境保全措置を速やかに講ずること。
—	設備等の維持管理	風力発電機の経年劣化による不具合等で周辺環境に影響が生じないように、適切な維持管理を行うこと。
—	風車撤去費用の積立等	事業終了後に設備を撤去する場合は、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」に基づき、あらかじめ廃棄等費用（風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用）の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。また、それらの計画について、関係自治体に情報提供するよう努めること。
—	事業予定地の土地取引時の留意点	事業予定地に関する土地取引を行う場合、契約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提出が必要となるため、留意すること。なお、土地売買等届出書の提出後は、県の関係課から開発に際しての留意事項等について通知する場合がある。

該当頁	該 当 事 項	内 容
—	農用地区域からの除外	当該事業実施予定地の一部について、苓北町が策定する農業振興地域整備計画において定められた農用地区域が含まれていることから、農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供する場合は、あらかじめ農振法第15条の2第1項の開発行為の許可を受けるか、同法第13条第2項に基づき農用地区域からの除外手続きを行うこと。
—	農用地区域以外の農業振興地域内における開発行為について	農業振興地域の区域のうち農用地区域以外にある区域における開発行為について、当該開発行為により、農用地区域内にある農用地等において土砂の流出若しくは崩壊その他の耕作若しくは養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させ、又は農用地区域内にある農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすことにより、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、知事は、事業者に対しその事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとなっているため、留意すること。
—	農地等での風力発電機設定にあたっての留意点	農地又は採草放牧地に風力発電機を設置する場合は、農地転用許可申請の手続きが必要であり、農地区分によっては許可できない場合があることから、対象事業実施区域の市町に確認すること。